

半田市名誉市民選考委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、半田市名誉市民条例施行規則第4条第3項に基づき、半田市名誉市民選考委員会（以下「委員会」という。）の運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、名誉市民の候補者について、名誉市民としての適格性を審議し、その経過及び結果を市長へ答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内で組織する。

2 委員は、半田市内の各種団体等が推薦する者及び知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問に対し委員会が答申するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部秘書課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。